

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成21年8月4日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社森本組 代表取締役 森本 省治	鳥取市湖山町 東二丁目245	鳥取市三津字大 浜 1072 - 139 外 1 筆 (9,076 平 方メートル)	砂 (19,856 立 方メートル)	平成21年7月9日 から平成22年7月 8日まで	平成21年7月 9日